令和７年５月
淀 川 区 役 所

淀川区児童虐待･DV 相談業務会計年度任用職員
（産前産後休暇及び育児休業代替職員）　募集要項

淀川区児童虐待･DV 相談業務会計年度任用職員（産前産後休暇及び育児休業代替職員）の任用試験を次のとおり行います。

１　業務内容

淀川区役所保健福祉課（こども教育担当）において、児童虐待及び DV 相談等の業務を行う。具体的な業務内容は次のとおり。

【児童虐待関係】

（１）児童虐待相談業務

淀川区役所内又は学校園内等において、児童虐待に関する相談を受ける。

（２）児童虐待通告に係る基礎調査

児童虐待が疑われる場合に、関係機関に対して当該世帯に関する情報（住民票や戸籍、行政サービスの受給状況、学校園での状況、乳幼児健診等の受診状況等）を照会・回答する。

（３）安全確認への同行

児童虐待通告があった場合において、複数の職員で現場に駆けつけ、児童の心身の状況を確認し、一時保護等の要否を検討し、必要に応じて大阪市こども相談センター（児童相談所）と連携する。

（４）上記（１）（２）（３）の記録作成

（５）淀川区要保護児童対策地域協議会代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議への参加及び各種資料作成

（６）淀川区内の保育所（園）・幼稚園・小中高等学校との連絡調整

（７）児童虐待防止に関する啓発・広報活動

【ＤＶ関係】

（１）ＤＶ相談業務

淀川区役所内又は警察署内等において、ＤＶ被害者から被害状況等の聴取を行う。

（２）緊急一時保護施設への入所同行

公用車又はタクシーを利用し、ＤＶ被害者及び同伴児童の施設への移送を行う。ま

た、入所時における施設職員との面接を行う。

（３）上記（１）（２）の記録作成

（４）ＤＶに関する啓発・広報活動

２　任用資格

日本国籍を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当し、地方公務員法第 16 条各号に該当しない者

（１）　社会福祉士

（２）　精神保健福祉士

（３）　臨床心理士

（４）　保健師

（５）　スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとしての実務経験が 2 年以上ある方

（６）　社会福祉施設または福祉事務所、児童相談所に在職し、相談援助の業務に従事した期間が 2 年以上ある方

注）社会福祉施設とは、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関等が該当します。相談援助の業務に従事した期間には、社会福祉施設や福祉事務所等に在職し、ソーシャルワーカー、ケースワーカー、生活相談員等として業務に従事された期間が含まれます。

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第 16 条　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

３　任用予定人員

１名

4　任用期間

令和７年８月１日から令和８年３月 31 日まで

※育児休業取得者の都合により、育児休業期間が延長になった場合には任用期間を延長することがあります。

5　選考方法

（1）論文試験

社会福祉に関する考え方等　　（試験時間　50 分）

（2）面接試験

口述による　　（試験時間　15 分程度）

6　選考日時及び選考会場

論文試験・面接試験

日　時：令和７年７月８日（火）

筆記試験　13 時 10 分集合

筆記試験終了後、面接試験を実施します。

場　所：淀川区役所　２階　保健指導室

7　申込方法

次の書類等を<u>送付</u>してください。（<u>持ち込み可</u>）

※受験申込については、郵送等の場合は必ず簡易書留など記録の残るもので申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（１）「大阪市会計年度任用職員採用申込書（児童虐待・DV 相談業務）」　　１通

※過去３ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※受験申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

（２）「申し立て書」　　１通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

（３）「選考結果通知」送付用の定型封筒（長形３号）　１通

<u>※「選考結果通知」を返送しますので、送付を希望する宛先を記載の上、110 円切</u>

手を貼付してください。（切手が貼付されていない場合は、発送しません。）

（４）２ 任用資格の（１）～（４）に当てはまる方は、資格を証明する登録証等のコピーをご提出ください。

（５）２ 任用資格の（５）（６）に当てはまる方は、「職歴証明書」　必要通数

※実務経験が複数の職場に分かれている場合は、各々の職場の証明書をご提出ください

※申込期限に間に合わない場合、採用予定日までにご提出ください。

８　受験申込書の受付期間等

（１）申込期間

令和７年６月30日（月）まで（締切日必着）【持ち込み可】

※『淀川区役所こども教育担当（児童虐待･DV相談業務）会計年度任用職員採用申込書　在中』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

（２）提出先（郵送先）

〒532-8501　大阪市淀川区十三東２－３－３
淀川区役所保健福祉課２階23番窓口（こども教育担当）

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は、受け付けません。

９　選考結果の通知

選考結果については、令和７年７月15日（火）頃、受験者本人あてに発送します。受験者本人以外にはお知らせできません。

１０　勤務条件等

（１）勤務地

淀川区役所保健福祉課（こども教育担当）

（２）勤務日数

週４日（月曜日から金曜日のうち本市が指定する４日間）

（３）勤務時間

９時00分　～　17時15分　（休憩時間45分含む）

（４）休日

土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月３日

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替える。

（５）休暇

年次有給休暇（12 日）、その他特別休暇

（６）給与

月額 165,300 円～211,700 円（予定）

※前歴等がある場合は、経歴に応じて加算されることがあります。また給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（７）期末勤勉手当

・期末手当は、12 月に 1.250 月分が支給されます。

・勤勉手当は、12 月に 1.050 月分が支給されます。

※支給には、勤務実績等の条件があります。

（８）交通費

支給あり（ただし、限度額あり）

（９）社会保険等

健康保険、厚生年金、雇用保険

１１　その他

（１）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

（２）採否に関するお電話等でのお問い合わせには応じられません。

（３）受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

（４）なお、集合時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。

１３　問い合わせ先

〒532-8501　大阪市淀川区十三東 2－3－3
淀川区役所保健福祉課（こども教育担当）
（担当：北村、三原　電話 06-6308-9509）